



(5) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	もやし養生水処理施設			
汚水等の処理方式	もやしカス除去スクリーン及び消毒 なお、消毒は既設排水処理施設(汚水等の処理施設) の滅菌設備を使用。			
工 期	工事着手予定年月日	許可後		
	工事完成予定年月日	許可後1月		
等	使用開始予定年月日	完成後		
使用時間間隔及び1日 当たりの使用時間	断続4時間			
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項 目	処 理 前	処 理 後	
	水素イオン濃度	通常 5.8~8.6	最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	5	10	5
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30	20
	浮遊物質 (mg/ℓ)	20	30	20
	窒素含有量 (mg/ℓ)	40	60	40
	りん含有量 (mg/ℓ)	3	5	3
	大腸菌群数 (個/ml)	—	—	0
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	100	100	100	100

(6) 排出水の汚染状態及び量

区 分	第 1 期	排 水 口	
	変 更 前	変 更 後	最大
排出水の汚染状態	通常	通常	最大

水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	5	10	
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30	同 左
浮遊物質 (mg/ℓ)	20	30	
窒素含有量 (mg/ℓ)	40	60	
りん含有量 (mg/ℓ)	3	5	
大腸菌群数 (個/ml)	0	3,000	
排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)	270	335	370
			435

他に、排水口が2箇所(雨水専用)ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成18年2月10日から同年3月3日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課  
綾上町生活環境課

●香川県告示第八十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の許可の申請があったので、同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十八年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

有限会社エヌエス管理 香川県坂出市林田町四二八五番地二八四

代表取締役 中井邦夫

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

坂出市王越町乃生字浜田一三三四番七、一三三四番一三、一三三四番一五、一三三四

- 番一六、一三三四番一七、一三三四番一八、一三三四番一九、一三三四番二〇、一三三四番二一、一三三四番二二、坂出市王越町乃生字浜分一四三一番号、一四三三番、一四三三番一、一四三三番二、一四三三番三
- 三 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場（安定型最終処分場）  
 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類（ただし、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずにあつては、自動車等破砕物を除く。）

- 五 申請年月日  
平成十八年一月三十一日
- 六 申請書等の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所  
 香川県環境森林部廃棄物対策課 香川県中讃保健福祉事務所環境管理室  
 坂出市環境経済部清掃事業課

2 縦覧期間  
 平成十八年二月十日（金曜日）から同年三月十日（金曜日）まで

七 意見書の提出期限等  
 当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

- 1 提出期限  
平成十八年三月二十四日（金曜日）
- 2 提出先  
高松市番町四丁目一番一〇号 香川県環境森林部廃棄物対策課
- 3 記載事項

意見書には、次の事項を記載するものとする。  
 (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
 (二) 産業廃棄物処理施設の名称  
 (三) 意見の内容

●香川県告示第八十九号  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号）第十五条の二の五第一項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があつたので、同法第十五条の二の五第二項の規定により次のとおり告示する。  
 平成十八年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請者の名称及び住所並びにその代表者の氏名  
 福井興業株式会社 高松市元山町九四八番地一  
 代表取締役 福井正雄

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
 綾歌郡綾南町大字千疋字土橋竹谷一四七三番、一四七四番一、一四七四番二、一四七四番三、一四七四番四、一四七五番、四三二四番一、四三二四番三、四三一六番一、四三一六番二、四三一六番三、四三一九番一、四三二二番一

三 産業廃棄物処理施設の種類の種類  
 産業廃棄物の最終処分場（管理型最終処分場）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の種類  
 1 産業廃棄物  
 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、動植物性残さ（醬油かすに限る。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの（コンクリート固化物、アスファルト固化物に限る。）（ただし、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずにあつては、自動車等破砕物を含む。）

- 2 特別管理産業廃棄物  
 廃石綿等
- 五 申請年月日  
平成十八年一月十九日
- 六 申請書等の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所  
 香川県環境森林部廃棄物対策課 香川県中讃保健福祉事務所環境管理室

綾歌郡綾南町住民生活課

2 縦覧期間

平成十八年二月十日（金曜日）から同年三月十日（金曜日）まで

七 意見書の提出期限等

当該産業廃棄物処理施設の設置に關し利害關係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年三月二十四日（金曜日）

2 提出先

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県環境森林部廃棄物対策課

3 記載事項

意見書には、次の事項を記載するものとする。

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (二) 産業廃棄物処理施設の名称
- (三) 意見の内容

●香川県告示第九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一八、一、一	医療法人社団健愛会 あきやまクリニック	高松市香川町大野四五九番地五
平成一八、一、一	いわさき循環器科内 科クリニック	仲多度郡満濃町大字東高篠一三七八番地一
平成一八、一、一	医療法人社団博秀会 岸川脳神経外科医院	丸亀市柞原町一九〇番地

平成一七、一〇、一一

観音寺市国民健康保  
険伊吹診療所

観音寺市伊吹町九八六番地

平成一八、一、一

有限会社小西薬局  
株式会社三河薬品ミ  
カワ調剤薬局善通寺  
店

小豆郡内海町苗羽甲一〇一四番地三  
善通寺市善通寺町五丁目三番一四号

●香川県告示第九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
平成一七、一一、三一	あきやま内科泌尿器 科クリニック	高松市香川町大野四五九番地五
平成一七、一一、三一	医療法人社団博秀会 岸川脳神経外科病院	丸亀市柞原町一九〇番地
平成一七、一〇、一〇	観音寺市国民健康保 険伊吹診療所	観音寺市伊吹町九八六番地
平成一六、九、一四	寺一薬局	高松市牟礼町大町一五三三―七
平成一七、九、一五	田中薬局	観音寺市豊浜町和田浜一四〇七―一六

●香川県告示第九十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第四項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり告示する。

平成十八年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者及び疑似患者の区分	頭数	発生場所	発生年月日	転帰
ヨ―ネ病	牛	患者	二	さぬき市大川町南川	平成十八年一月三十一日	殺処分
				一〇七八		

●香川県告示第九十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があつた。

その指定漁船調書を平成十八年二月十日から同月二十四日まで引田漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十八年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

東かがわ市引田二六六一番地二六

東かがわ市引田三四〇九番地二

東かがわ市引田二六六一番地二三

二 加入区の名称

引田加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

引田漁業協同組合

●香川県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月十日から同年三月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 詫間琴平線（十三号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
三豊市高瀬町下麻字杉尾七六一番一地先から	一三・〇	一一〇	平成十四年香川県告示第十三号で変更した区域の一部
三豊市高瀬町下麻字杉尾七六六番一三地先まで	一三・二		

四 供用開始の期日 平成十八年二月十日

●香川県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月十日から同年三月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路線名 込野観音寺線（六号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
観音寺市観音寺町字三反畑甲二七七番六地先から	一六・〇	四四	平成十三年香川県告示第六百二十三号で変更した区域の一部
観音寺市観音寺町字三反畑甲二八五番一地先まで	一七・〇		

四 供用開始の期日 平成十八年二月十日

●香川県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月十日から同年三月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路 線 名 紫雲出山線（二百三十二号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市詫間町生里字乃津庫九二七番一地从 から 三豊市詫間町箱字糸の越一三四五番五地先 まで	八・〇 ） 二三・〇	一六七	平成十四年 香川県告示 第六十二号 で変更した 区域の一部

四 供用開始の期日 平成十八年二月十日

●香川県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年二月十日から同年三月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年二月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（主要地方道）

二 路 線 名 丸亀詫間豊浜線（二十一号）

三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市詫間町詫間字的場六七八四 番二〇地先から 三豊市詫間町詫間字的場四三七番 一地从まで	前 後	四・三 ） 四・三 ） 二・〇 ） 二・〇	二二六	歩道橋架替 による区域 の変更

教育委員会規則

県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年二月十日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第三号

県立学校学則の一部を改正する規則

県立学校学則（昭和三十六年香川県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一高等学校の表香川県立高松南高等学校の項及び香川県立飯山高等学校の項中

「衛生看護科」を「看護科」に改め、同表香川県立観音寺中央高等学校の項中「食物料」を

「食物料」に改める。

別表二高等学校の表六の項中

「(一) 衛生看護科」を「看護科」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表一高等学校の表香川県立

観音寺中央高等学校の項の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。

教育委員会告示

●香川県教育委員会告示第一号

香川県文化財保護条例（昭和三十年香川県条例第十七号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を香川県指定有形文化財に指定する。

平成十八年二月十日

香川県教育委員会

名称及び員数	所在地	所有者
木造薬師如来坐像 一軀	さぬき市多和兼割九六	大窪寺
木造毘沙門天立像 一軀	善通寺市善通寺町三丁目三一	善通寺

●香川県教育委員会告示第二号

香川県文化財保護条例（昭和三十年香川県条例第十七号）第二十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる無形文化財を香川県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定し、及び同条第二項の規定により、同表の下欄に掲げる者を当該県指定無形文化財の保持者として認定する。

平成十八年二月十日

香川県教育委員会

上欄	下欄
県指定無形文化財	県指定無形文化財の保持者
名称	氏名 雅号 生年月日 住所
髷 漆	西岡 春行 西岡 春雪 昭和八年十月十五日 高松市仏生山町甲一九二―三二

●香川県教育委員会告示第三号

香川県文化財保護条例（昭和三十年香川県条例第十七号）第二十条第五項の規定により、次の表の下欄に掲げる者を同表の上欄に掲げる香川県指定無形文化財（同表において「県指定無形文化財」という。）の保持者として追加認定する。

平成十八年二月十日

香川県教育委員会

上欄	下欄
県指定無形文化財	県指定無形文化財の保持者
名称	氏名 雅号 生年月日 住所
蒟 醬	大谷 早人 昭和二十九年九月二十一日 高松市国分寺町福家甲一六六四―二

平成十八年二月十日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています